

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・本市を流れる野川は都管理の洪水予報河川ではあるが、市内には洪水予報区間から外れている。そのため、都から洪水予報の伝達系統に本市は含まれていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	
		今後の取組 ・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。						
		R4年度			・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。			
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 ・水防災総合情報システムを通じて、水位計や雨量計の情報を入手している。	・市長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。		・市内に都管理河川は流れていない。
		今後の取組 ・東京都からの情報を関係部署に速やかに、かつ、確実に共有できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・引き続き、東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			
		R4年度	東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に共有できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。		洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題 ・多摩川タイムラインの中で残堀川についても言及している。 ・『水害判断伝達マニュアル』を作成し、それに基づき発令を判断している。	・多摩川、残堀川のタイムラインを作成済。 ・残堀川はん濫の恐れが高くなった場合の対応における指標には「残堀池上」水位及び「残堀池下」水位を用い、残堀川流域浸水予想区域図に示す浸水エリアの住民に対し行う。注意水位に到達したときには、水防本部体制を立ち上げ、水防第一非常配備態勢をとる。警戒水位に到達したときには、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、水防第二又は第三非常配備態勢をとる。危険水位に到達したときには、避難勧告を発令し、更に降雨が続き被害が拡大すると予測されるときには、避難指示を発令する。	・地域防災計画では水位周知河川が避難判断水位に達し、東京都から伝達された氾濫警戒情報を基に判断し、避難情報を発令することとしているが、市内を流れているのは石神井川の上流のため、避難するべきなのか判断が難しい。	・地域防災計画において、市内を流れている河川について避難勧告等の発令の判断基準を設けている。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びびメールを受信している。 ・受信した情報については、必要な関係部署に伝達するよう対応している。	
		今後の取組 ・今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。	・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図っていく。	石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。	・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・洪水に関する避難情報の発令基準を風水害対応マニュアルに定めているが、地域防災計画に反映させるほか、発令対象区域を詳細に検討していく。	
		R4年度	今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。	・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、引き続きタイムラインの充実を図っていく。	石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。	特段の施策は実施していない	・避難指示等の判断基準について内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を参考に地域防災計画の記載を修正した。 ・令和2年度に策定した台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムラインについて、令和3年5月の避難情報ガイドラインの改定内容を踏まえ、修正した。	
	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、水位周知海岸	・防災ハンドブック・マップを全戸配布し、洪水等の情報を周知している。ホームページや広報車、ライン・ツイッター、登録制メール、防災無線で避難勧告等の発令を市民に周知している。	・市ホームページにおいて、多摩川調布橋観測所及び残堀川残堀池上・池下観測所の水位確認サイトへリンクを貼っている。 ・避難情報については市内で連携し、登録制メールを始め、あらゆる手段を用いて住民への周知を図っている。 ・外国人向けの情報提供手段がないのが課題となっている。	市内に河川監視用カメラ等はなく、河川の様子を見ることはできない。 ・避難情報等は防災行政無線やHP、ツイッター、フェイスブック、緊急メール、広報車を利用して、住民へ周知を行う。	・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、ツイッターなどを備えている。	・総合防災訓練の機会を通じて各種媒体を活用し、登録制メール等の登録を促している。	・市の登録制メールにより洪水情報を周知している。	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供</p>	<p>知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。</p> <p>※水害危険性の周知平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>今後の取組的な</p>	<p>・災害時にホームページ等でより迅速に情報を伝達できる体制を構築していく。</p>	<p>・機会を捉えて、市民や事業所等に対する登録制メールの周知を行い、登録拡大を図る。 ・情報伝達手段の多様化を検討していく。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、Twitter発信を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>登録制メールの登録者の拡大や、防災行政無線戸別受信機の取付を推進していく。</p>
		<p>R4年度</p>	<p>・災害時にホームページ等でより迅速に情報を伝達できる体制を構築していく。</p>	<p>・市民や事業所等に対する登録制メールの周知を行い、登録拡大を図る。 ・引き続き情報伝達手段の多様化を検討していく。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・引き続き水位計(前川3カ所)により把握した情報を市ホームページ上に公開し、市民が河川のリアルタイム情報を確認できるよう維持していく。</p>	<p>・防災に関する催し実施時に各種媒体を活用し、登録制メール等を広く周知して登録及び利用を促していく。</p>	<p>・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。</p>
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>		<p>立川市</p>	<p>昭島市</p>	<p>小平市</p>	<p>東村山市</p>	<p>国分寺市</p>	<p>国立市</p>
<p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p>	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>・気象庁や東京都が発する相当情報と市が出す防災情報との違いが、住民には理解することが難しくなっており、混乱する一因になっている。</p>	<p>・避難情報を発令する際は警戒レベルを表記し発令している。 ・警戒レベルと警戒レベル相当情報の違いが分かりづらく、情報を受け取った住民が混乱してしまう。</p>	<p>・防災マップに警戒レベルについての説明を記載し、住民への周知を図っている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難指示等の発表を行う必要がある。</p>	<p>・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。</p>	<p>・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表するよう取り組んでいる。</p>
		<p>今後の取組的な</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 ・警戒レベルに関するチラシを配布するなど、警戒レベルの普及啓発を図っていく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる</p>
		<p>R4年度</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。</p>	<p>・避難情報等の防災情報などを記載した昭島市防災ガイドブックを作成し、住民へ周知を図った。</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報をはじめとした防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・避難情報を発表する際や防災気象情報を伝達する際は、警戒レベルを付けて伝える必要があることから、伝達文の見直しを行う。 ・防災気象情報や、その伝達方法についての説明会などへ積極的に参加し、各種検討する際の参考とする。</p>	<p>・市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる</p>
<p>⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用</p>	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>・小河内ダムからの放流通知をを東京都からのFAXで把握しているため、時差が生じている。リアルタイムで確認できる仕組みが必要。</p>	<p>・小河内ダムから放流通知等を受けており、避難情報等の発令の参考にしてている。 ・小河内ダムの放流情報をメールやホームページを利用し、住民へ周知している。</p>				<p>・小河内ダムからの放流通知を受けており、市ホームページや登録制市民メール等で市民に周知している。</p>
		<p>体系的な取組</p>	<p>・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくり。</p>	<p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報等の発令基準の参考とする。</p>				<p>・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。</p>
		<p>R4年度</p>	<p>・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくりを検討。</p>	<p>・台風接近時には小河内ダムの情報を逐次確認をしているが、現在のどのくらいの放流をおこなっているのか、いつ放流が終了したのかなどの情報共有が必要。</p>				<p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報の発令基準への策を検討する。</p>
<p>⑥隣接区市町村等への避難体制の共有</p>	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>・ハザードマップに避難場所を公表している。 ・住民が自身の避難経路を検討できるよう、ハザードマップやマイタイムライン講習会等を通じて情報を提供している。 ・隣接自治体と避難場所の共有について協定を締結している。</p>	<p>・ハザードマップを全戸配付し、避難場所を公表している。転入者については市民課窓口にてハザードマップを配付している。また、市ホームページでも公開している。 ・隣接市との避難場所共有などの連絡体制が確立されていない。 ・具体的な避難経路は定めていない。</p>	<p>・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・洪水などの被害は考えにくい、住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることは難しい。 ・隣接市と避難場所等の情報共有を行う必要がある。</p>	<p>・ハザードマップで避難場所を公表している。</p>	<p>・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</p>	<p>・ハザードマップで避難場所を公表している。</p>
		<p>今後の取組的な</p>	<p>・どの避難所を開設したのか、防災無線やホームページ等で確実に市民に伝達していく。 ・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。 ・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。</p>	<p>・避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく体制の構築について検討していく。その上で住民に周知についても検討していく。</p>	<p>・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。</p>	<p>・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。</p>	<p>・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</p>	<p>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</p>
		<p>R4年度</p>	<p>・どの避難所を開設したのか、防災無線やライン・ツイッター、ホームページで確実に市民に伝達していく。 ・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。 ・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。</p>	<p>・引き続き避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく体制の構築について検討していく。その上で住民に周知についても検討していく。</p>	<p>・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。</p>	<p>・引き続き、転入する市民に対してマップの配布を行った。 ・民生委員等、地域住民に対し見かたや内容の周知や研修会を行った。 ・引き続き、広報を実施していく。</p>	<p>・引き続き具体的な避難経路について検討を重ねていく。</p>	<p>・隣接市の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。</p>
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>		<p>立川市</p>	<p>昭島市</p>	<p>小平市</p>	<p>東村山市</p>	<p>国分寺市</p>	<p>国立市</p>
	<p>・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設は、防災担当者や福祉・子育て担当部署で確認している。 ・要配慮者利用施設全施設で避難確保計画は作成済み。 ・避難確保計画の見直しや避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・市内に地下街はない。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に定め、避難確保計画の提出を促している。 ・施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署及び福祉・健康部署等と連携し行っている。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・地下街等は存在しない。</p>	<p>・洪水浸水想定区域内において地域防災計画で定めるべき要配慮者利用施設は存在しない。 ・市内に地下街はない。また、洪水による浸水は想定されていない。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・市内に地下街はない。また、洪水による浸水は想定されていない。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・浸水予想区域内等に要配慮者利用施設が存在しない。 ・地域防災計画に定められた地下街等が存在しない。</p>	<p>・浸水想定区域図から、要配慮者利用施設の抽出を行った。 ・要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。 ・避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っていく。</p>

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

①要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。	今後の具体的な取組	・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施状況を確認していく。	・引続き関係部署と連携し、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促していく。	・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、周知していく。
	R4年度	・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施を促す。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に定めた施設に対して、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について令和4年度末までに達成率100%を目指して動いている。	・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、避難確保計画の作成状況や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。	浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設はない。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
②想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定(水防法第14条) ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し	現状と課題						
		今後の具体的な取組						
③水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表、全戸配布を行っている。ホームページや広報で公表している。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等での公表及び令和2年度に全戸配布を行った。	・東京都が公表する浸水予想区域図(改訂:想定し得る最大規模の降雨)を基にハザードマップを作成し、防災マップとして配付及びホームページ等で公表している。 ・防災マップの情報をスマートフォン上でも確認できるようにアプリケーションを配信しており、その中でもハザードマップが確認できるようになっている。	・洪水ハザードマップを作成し公表している(全戸配布・転入者に提供・ホームページ掲載)。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・ハザードマップにより洪水浸水想定区域を示しているが、住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。
		今後の具体的な取組	・市民への配布、ホームページ等での掲載を継続する。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。
		・市民への配布、ホームページ等での掲載を継続する。	・ハザードマップ周知のため、転入者や窓口に来た希望者に対して配布を行った。併せて、市の広報誌にハザードマップの記事を掲載した。 ・住民からの依頼に基づき出前講座を実施し、ハザードマップ等の解説を行っている。	防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。	・引き続き、転入する市民に対してマップの配布を行った。 ・民生委員等、地域住民に対し見かたや内容の周知や研修会を行った。 ・引き続き、広報を実施していく。	・ハザードマップの講習会を開催し、市民にハザードマップの見方や活用方法について説明し、防災意識の向上を図った。また、より幅広い周知のために、当講習会は外国人向けにも実施した。	・住民へハザードマップを周知するため、防災出前講座等の機会を捉えて再度配布を実施した。	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	想定浸水深表示板を設置している。広報やホームページで周知を図っている。	・土砂災害警戒区域の記載など、ハザードマップの情報拡充・改良に向けた検討を引続き行っていく。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、民間業者との協定により、電柱広告に避難所案内表示を掲載している。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。
		今後の具体的な取組	想定浸水深表示板を活用し、表示板設置箇所周辺の市民が日頃から水害に対する対策を考えてもらうように促す。	・他区市町村の取組事例も参考にしつつ、検討していく。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討する。

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

		R4年度	想定浸水深表示板の設置枚数増加。広報やホームページで市民周知。防災展示週間等で表示板を掲示し、周知を図った。	・令和2年度から市内100箇所の浸水想定区域内にある電柱に浸水深を示す看板を設置している。 ・設置した看板の維持管理及び、ホームページ等による周知を引続き行っていく。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に必要性及び費用対効果について引き続き検討していく。	・引き続き避難所案内表示を掲載可能な電柱広告の数の増加を図る。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。
⑪ 浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題	・窓口で丁目単位での浸水実績を公開している。	・浸水履歴については、窓口にて問い合わせがあった場合に対応している。ホームページなどによる周知活動は行っていない。	窓口及びホームページ等で浸水実績を公表している。	・ホームページ上に洪水ハザードマップを掲載し、浸水実績を公表している。 ・ホームページで浸水(道路冠水)履歴を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で浸水実績を公開している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	浸水実績の周知は行っていない。
		今後の具体的な取組	・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。	・他区市町村の取組みを参考に検討していく。	引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・より多くの市民に周知してもらうために、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。
		R4年度	・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。	・引き続き他区市町村の取組みを参考に検討していく。	引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。	HPIに掲載している浸水実績について被害発生の都度更新を行っている。	・引き続き窓口で浸水実績を公開していく。 ・ホームページに掲載済みであるが、より分かりやすく容易に該当ページを見つけられるよう、掲載方法見直しを検討する。	不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
⑫ 自助・互助の強化	A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催している。	・自助の取組を促すために、東京マイタイムラインの冊子を窓口で配布をしている。	・自助の取組を促すため、マイタイムラインの冊子を配付している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・地区防災計画策定の希望がある地域住民に対して、マイタイムラインの重要性を説明・周知している。
		今後の具体的な取組	・引き続き、マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催する。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・地区防災計画の策定支援を進めるとともに、住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。
		R4年度	・マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催。	・東京マイタイムラインの配布を希望する自治会へ実施した。 ・来年度以降も引き続き、防災講話等の際に配布していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。	・防災リーダーの育成に向けた研修を令和元年度より実施した。	・より多くの市民に周知してもらうために、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・出前講座等の機会をとらえて、マイタイムラインの策定について説明を行った。
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進められていない。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を策定した。今後は、名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定はしたが、更新や全ての避難行動要支援者の個別計画策定に至っていない。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	
	今後の具体的な取組	・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図っていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図っていく。	・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図っていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	
	R4年度	・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図っていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、必要な支援を進めた。	・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

		現状と課題	・各地区ごとに防災訓練を実施し、地域防災力向上を図っている。	・毎年、自主防災組織の防災力・防災意識の更なる向上を目的とした自主防災組織リーダー研修会を実施していく。	・地域防災力向上のため、地域防災フォーラムを実施し、共助の重要性の周知を図っている。	・震災時用に作成している避難所運営マニュアルを水害にも対応できる様、見直しを検討する。	・住民に対するセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を実施する。	・市総合防災訓練や水防訓練の際に住民に対して水害への普及啓発活動を行っている。
	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	今後の具体的な取組	・水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・引き続き、自主防災組織リーダー研修会を実施していく。	・地域防災力向上のため、共助を支援する取組を検討していく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・住民に対するセミナーや防災リーダー育成に向けた取組を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。
		R4年度	「東京マイ・タイムライン」地域リーダー講習会への参加を促進する。	・今年度の自主防災組織リーダー研修会は、12月に実施する予定。 ・来年度以降も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響等も考慮しながら実施について検討していく。	・地域防災力向上のため、共助を支援する取組を検討していく。	・自主防災組織向けの研修を定期的に実施している。	・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。 ・自助力向上のために講師を招いた講座を開催し、災害に備えた準備について考える機会を設けた。	・市総合防災訓練や水防訓練の際に、住民に対して水害への普及啓発活動を行った。
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市
		現状と課題	・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施しているが、避難を主眼に置いた訓練は実施していない。	・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施しているが、避難を主眼に置いた訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・市立小中学校全22校で避難所運営連絡会を組織しており、関係機関が連携した訓練を実施している（現在は先進校3校で年1回のペースであるが、今後拡大予定）。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	水害に特化した避難訓練は実施できておらず、浸水想定区域の住民を対象に検討していく必要がある。
	⑩住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	今後の具体的な取組	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。	・避難訓練の実施の必要性について検討していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。
		R4年度	・関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。	・今年度は関係機関が参加する市の総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり縮小し、市内の中学校2校を会場として実施した。 ・東京消防庁及び立川市、国立市、昭島市が参加する合同総合水防訓練を国立市で実施した。	・避難訓練の実施の必要性について検討していく。	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け住民参加を取りやめた。	関係機関と連携し、住民参加型の防災訓練を実施した。今後も総合防災訓練や水防訓練の一環として、避難訓練の実施を検討していく。	・水防訓練に併せて地域住民による簡易水防工法と避難訓練を実施した。
		現状と課題	・防災教育の実施について検討していく必要がある。	・学校から依頼があった場合に、防災に関する出前講座を実施している。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・水害に特化した内容での防災訓練は実施できていない。
	⑪防災教育の充実	今後の具体的な取組	・防災教育の実施について検討していく。	・今後も学校からの依頼に応じて防災教育を実施していく。	・教育委員会に協力を依頼していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・関係部署と協議し小学校等における防災教育を実施していく。
		R4年度	・防災教育の実施について検討していく。	・防災教育として、都立高校へ2回出前講座を実施した。 ・小中学校へ防災訓練を実施した。	・総合防災訓練を小学校で実施し、児童に対して防災授業を実施した。	・総合水防訓練を小学校で実施し、この中で小学生向けに体験型訓練を実施し水防意識を高めるための取り組みを行った。 ・小学校や都立高校へ出前講座を実施した。	・防災教育として、中学校へ出前講座を実施した。	・高校生を対象に、水害時等における避難所対応訓練を実施した。 ・今後は小中学校を対象に実施を検討していく。

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目		東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。 ・ダム放流情報設備等の適切な維持管理を実施する。	現状と課題		・都が設置している水位計の情報を利用している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。
		今後の具体的な取組		・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。	・現状設置は不要と考えている。引き続き他自治会の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。	・現場、設置は不要と考えている。必要に応じて検討したい。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。
		R4年度		・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。	・現状設置は不要と考えている。引き続き他自治会の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。	・現場、設置は不要と考えている。必要に応じて検討したい。	・令和元年度に市管理河川である前川に水位計を3カ所、設置済みである。 ・都管理河川である空堀川・柳瀬川に設置されている水位計を引き続き活用していく。	・水位計の導入は鞍尾根橋・一里塚橋に東京都の水位計が設置されているため、不要と考えているが、必要に応じて検討は続けていく。	・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。

2)的確な水防活動のための取組

項目		東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市
⑯水防上注意を要する箇所、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題		・防災倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 ・区市町村内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 ・市内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・区市町村内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。
		今後の具体的な取組		・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。	・引き続き、出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加する。 ・適宜、水防資機材の導入及び更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。
		R4年度		・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。	・出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。 ・引き続き水防資機材の導入及び更新を検討する。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・水防資機材である消防団員用排水ポンプの更新を検討する。	・水防資機材を含めた備蓄防災品の点検を実施した。	・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施した。 ・水防用に防水カメラや職員用レインウェア等を購入した。

項目		東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市
⑰水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	現状と課題		・多摩川について国立市、昭島市、立川消防署、昭島消防署と合同での水防訓練を実施している。 ・残堀川については実施なし。	・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施している。 ・当番市は三市にて持ち回りのため、当番市になるのは3年に1度。当番市では住民も参加するが、それ以外では消防団のみの参加となっているため、住民の水防に対する意識啓発が課題。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・毎年、出水期前に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。
		今後の具体的な取組		・今後も多摩川について水防訓練を実施していく。	・引き続き水防関係機関と連携した訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。
		R4年度		・今後も多摩川について水防訓練を実施していく。	引き続き水防関係機関と連携した訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、市・消防署・消防団の参加による訓練を実施した。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	・新型コロナウイルスの影響により実働訓練が2年間出来なかったことから、消防団及び市職員が消防署員の指導のもと、水防の基本となる「土のう作成方法」と「積み土のう工法を中心とした基本工法」を実施した。	・今年度の水防訓練は東京消防庁と合同で大規模に実施し、関係機関との連携強化について再確認することができた。

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。広報内容は、消防団の行事一覧などの活動内容や募集要件など。	・ポスター等で水防活動を行う消防団員の募集を図っている。	・ホームページ・市報・ポスターや分団広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・消防団員が水防活動を行うことにはなっているが、特に広報活動等は行っていない。	・出水期においては、ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施している。	
		今後の具体的な取組	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・水防活動についての広報を検討する。	・引き続き、出水期前の広報活動を行っていく。
		R4年度	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・消防団の訓練の動画撮影し、様々な方々に消防団の活動を周知している。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施した。

項目	東京都管理阿川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
⑪水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題	・隣接市と消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定の締結をすとも、水防訓練を実施している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団による水防訓練を実施している。	
		今後の具体的な取組	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。
		R4年度	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団幹部定例会(分団長会議)を定期的に開催し消防団分団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署と連携を図り行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化を図っている。	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・東京消防庁と合同の水防訓練を実施し、消防団による水防工法訓練を行った。

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理阿川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題	・ハザードマップ災害拠点病院を掲載しており、その場所の最大浸水深を示している。洪水時の情報伝達については、ホームページや緊急速報メール等で発信している。	・浸水予想区域内等に災害拠点病院等は存在しない。	・浸水予想区域内に災害医療支援病院が立地するが、浸水深が浅く、病院機能への影響を及ぼす恐れがない。	・災害拠点病院や緊急医療救護所となる病院への情報伝達方法が課題。	・洪水浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けている。	
		今後の具体的な取組	・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、その都度、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。
		R4年度	東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認。	・今後も、伝達先及び内容について検討していく。	・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・想定最大規模の浸水予想区域図より、複数の災害拠点病院等で1m未満の浸水の可能性が確認されている。 ・確認された病院に対して、迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。	・令和元年6月に想定しうる最大規模の降雨量に基づき、新たな浸水予想区域が発表されたことから、浸水予想区域内の災害拠点病院の確認・見直しを行っていく。 ・IP無線機の導入等、施設管理者等に対する迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・今後も、伝達先及び内容について検討していく。

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

②洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保のために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・非常用の発電機を屋上に設置している。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・止水用の土のう等を備蓄し、市庁舎への浸水に対応している。 ・土のう等を備蓄し、水害時に活用できるようにしている。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・土のう等を備蓄し、水害時に活用できるようにしている。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討が必要。
		今後の具体的な取組	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・浸水対策について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討が必要。
		R4年度	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・市役所庁舎敷地内は、東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域では最大で0.5mであり甚大な浸水被害の可能性は限りなく低い、適切な施設管理を行っていく。	・公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、必要な耐水対策を検討していく。	・地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討を継続していく。

3) 氾濫水の排水に関する取組  
氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市		
②排水施設、排水資機材の運用方法及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・消防団に排水ポンプを配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプを配備している。	
		今後の具体的な取組	・国や都と連携して排水計画等について検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。
		R4年度	・国や都と連携して排水計画等について検討していく。	・引き続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・消防団に配備している排水ポンプの更新を検討する。	・引き続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・北多摩北部建設事務所と合同で排水ポンプ訓練を実施した。 ・庁舎で排水ポンプ運用訓練を2回実施した。	

4) その他の取組  
その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市
②堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河川の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題					
		今後の具体的な取組					
		R4年度					
②樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門、樋管等	現状と課題					
		今後の具体的な取組					
		R4年度					



○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

	・部管理の専門・職員等について、施設の確実な運用体制を検討する。	R4年度							
⑨水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題							
		今後の具体的な取組							
		R4年度							
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	
⑩適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題							
		今後の具体的な取組							
		R4年度							
⑪災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	
		今後の具体的な取組	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	
		R4年度	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加し、職場内で研修内容の情報共有を行った。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修やweb説明会などに参加していく。	・北多摩北部建設事務所主催の排水ポンプ訓練に参加して、排水手順の確認を行った。	
⑫災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有する仕組みは構築している。	
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	
		R4年度	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・引き続きDISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、防災職員の習熟に努めている。	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市
◎地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					
		今後の具体的な取組					
		R4年度					

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組  
情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・区市町村内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・区市町村内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・区市町村内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・区市町村内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達システムに属する区市のみ対象 【東京都】 建設局
	今後の取組の具体的な取組							・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)	
	R4年度							・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	現状と課題	東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。	・市長が避難指示等を判断する際に必要となる河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都災害情報システムを活用し、避難情報発令部署において直接各種情報の収集を実施している。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を図に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用した動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
	今後の取組の具体的な取組	引き続き、東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ていく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都災害情報システムを活用し、避難情報発令部署において直接各種情報の収集を実施している。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
	R4年度	東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得た。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施取組に応じて対応を検討していく。 ・「東京都水防災総合情報システム」内の水位計や雨量計、河川カメラを活用し、防災部署において直接各種情報の収集を実施している。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都災害情報システムを活用し、避難情報発令部署において直接各種情報の収集を実施している。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題	・風水害(台風)時における水防態勢に係るタイムラインを作成している。 ・「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」を整備している。	・水害に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めている。 ・タイムラインは作成していないことからその必要性について検討する必要がある。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区市町村長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に改定し運用している。 ・洪水予報河川および水位周知河川がないためタイムラインは作成していない。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
	今後の取組の具体的な取組	必要に応じて確認・更新等を行う。	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。 ・地域防災計画に定めている避難勧告着目型のタイムラインについて見直し検討していく。	水防対応後等にタイムラインや避難情報の発令対象地域・基準等の見直し、検討をしていく。	必要に応じて確認・更新等を行う。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)	
	R4年度	タイムライン及び「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」の内容を確認した。	・令和3年5月の災害対策基本法の一部改正に伴う地域防災計画については改訂実施中(R4年度末 作成予定)	タイムラインの作成が完了している。	「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の内容を確認した。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。 ・多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	現状と課題 今後の取組の具体的な	R4年度	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法による水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>・市ホームページにて、東京都水防災総合情報システムへのリンクを掲載し、周知している。 ・より多くの市民に情報を届けるための工夫が必要である。</p>	<p>市民への迅速かつ確かな情報伝達手段について検討していく。</p>	<p>・市ホームページにて「東京都 水防災総合情報システム」のリンクを貼り、市民がすぐに閲覧できるようにしている。 ・洪水情報や避難情報は、清瀬市メール一斉配信サービス、市ホームページ、SNS (Twitter, Facebook)、防災行政無線、車両による広報などにより、住民に伝達している。 ・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題である。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されている。 ・清瀬市メール一斉配信サービスの登録拡大を図っていく。 ・課題についての検討をしていく必要がある。</p>	<p>・市独自の登録制メールにより避難情報などの防災情報を周知している。 ・住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、ツイッターなどを備えている。</p>	<p>・ホームページに、東京都水防災総合情報システムへのリンクを掲載している。 ・緊急速報メール一括配信システムの導入とともに、携帯電話を保有していない世帯に対して、固定電話での情報配信事業を新設した。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。</p>	<p>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。 水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)</p>	<p>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。 閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)</p>	<p>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。 閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>
<p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p>	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>・現状と課題 ・今後の取組の具体的な ・R4年度</p>	<p>避難情報の変更に伴い、マニュアルの修正、市民への周知等を実施した。</p>	<p>・適宜情報を収集し、清瀬市メール一斉配信サービス、市ホームページ、SNS (Twitter, Facebook)、防災行政無線、車両による広報などにより効果的な情報発信を行っている。 ・今後必要に応じて検討等をしていく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討・構築した。 ・警戒レベルと避難行動を結びつこうに周知を図っていく。 今後必要に応じて見直しを図っていく。</p>	<p>避難情報の発令判断・伝達マニュアルを作成した。 ・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p>	<p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>	<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>	
<p>⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用</p>	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	<p>・現状と課題 ・今後の取組の具体的な ・R4年度</p>	<p>避難情報の変更に伴い、マニュアルの修正、市民への周知等を実施した。</p>	<p>・各警戒レベルとそれに伴い市民の方に求める行動を市報により周知した。災害発生時には、気象庁や東京都が発表する情報を元に警戒レベルを付しての情報提供を実施していく。</p>	<p>今後必要に応じて見直しを図っていく。</p>	<p>令和4年度においては、見直しの予定なし。</p>	<p>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>	<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>	
<p>⑥隣接区市町村等への避難体制の共有</p>	<p>ハザードマップで避難所を掲載している。 住民が確実に避難できる具体的な避難経路を考える支援を充実させることが必要である。</p>	<p>・現状と課題 ・今後の取組の具体的な ・R4年度</p>	<p>・清瀬市洪水ハザードマップで指定緊急避難場所を掲載し、公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 ・状況に応じた避難を実行するための各地域ごとの避難計画策定が課題。</p>	<p>・ハザードマップで避難所・避難場所を公表している。 ・黒目川、落合川における想定最大規模降雨の浸水予想区域図でのハザードマップは作成済。 ・避難所・避難場所等の情報を隣接市町村と共有済。</p>	<p>・都内隣接市と「避難所・避難場所の相互利用」に関する協定を締結している。</p>	<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</p>	<p>・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</p>	<p>・引き続き、浸水予想区域図等を作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局</p>	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	現状と課題	避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を確認する仕組みづくりが必要である。	・小河川のため、水防法における地域防災計画への位置付けは行っていない。ただし、今後の国の動向に注視する。 ・市内に地下街は無い。	東久留米市には、該当の要配慮者利用施設及び地下街は無い。 今後、必要に応じて検討をしていく。	対象なし			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局)</li> <li>・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局)</li> <li>・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局)</li> <li>・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局)</li> <li>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(下水道局)</li> <li>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</li> </ul>	【区市町村】 全区区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局
		避難確保計画の作成や避難訓練の実施の支援を行う。	・今後必要に応じて検討等をしていく。	今後、必要に応じて検討をしていく。	対象なし			<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。</li> <li>・必要に応じて、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局)</li> <li>・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局)</li> <li>・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</li> </ul>	
		避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等の確認を引き続き行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内には要配慮者利用施設が存在しない。</li> <li>・引き続き、浸水予想区域図の要配慮者利用施設について確認していく。</li> </ul>	今後、必要に応じて検討をしていく。	対象なし			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い5区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局)</li> <li>・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局)</li> <li>・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局)</li> <li>・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導・浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え、訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局)</li> <li>・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局)</li> <li>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</li> <li>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)</li> </ul>	
R4年度									

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項									
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	現状と課題	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有						<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局)</li> <li>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。</li> </ul>	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象 (下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)
		想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図を指定(水防法第14条)						<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っている。(建設局、下水道局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</li> </ul>	
		想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し							<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局)</li> <li>・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局)</li> <li>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)</li> </ul>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図を基に作成したハザードマップを作成し、市民への配布、市ホームページでの公開を行っている。</li> <li>・洪水ハザードマップの周知方法は、防災防犯課窓口の他に市内公共施設窓口へ配置とホームページで公開している。</li> <li>・洪水ハザードマップには、浸水想定以外にも避難時の心得や非常時の持出し品、垂直避難、土砂災害の種類と前兆現象、避難情報の情報伝達、警報・注意報発令基準等を掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。</li> <li>・洪水ハザードマップの周知方法は、防災防犯課窓口の他に市内公共施設窓口へ配置とホームページで公開している。</li> <li>・洪水ハザードマップには、浸水想定以外にも避難時の心得や非常時の持出し品、垂直避難、土砂災害の種類と前兆現象、避難情報の情報伝達、警報・注意報発令基準等を掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水想定区域図を基にハザードマップを作成し、全戸配布及びホームページでの公表を行っている。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)</li> </ul>	【区市町村】 全区区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関			
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。</li> <li>・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。</li> <li>・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</li> </ul>	今後の具体的な取組 避難情報の変更、今後予定されている浸水想定区域の指定を踏まえ、今後のハザードマップの改正の検討を行う。	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。	・マップの全戸配布を行い、転入者には転入手続きを行うときにマップを提供している。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>				
		R4年度 引続き、ハザードマップの配布及び市ホームページでの公開を行っている。避難情報の変更については、別紙添付により周知している。	・住民への周知については、引続き窓口配布やHP公開、市報への掲載などにより実施していく。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。	・出水期前に市報等でハザードマップを利用した備えを行うよう周知している。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</li> <li>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>				
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。</li> </ul>	現状と課題 まるごとまちごとハザードマップについては、作成していない。	今後の具体的な取組 「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」、他区市町村の取組事例等を参考に検討していく。	R4年度 他区市町村の取組事例を参考に検討中。	現状と課題 「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	今後の具体的な取組 「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	R4年度 他区市町村の取組事例を参考に検討中。	現状と課題 「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	今後の具体的な取組 「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	R4年度 他区市町村の取組事例を参考に検討中。	東京都 ・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)	取組機関 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
⑪浸水実績等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。</li> </ul>	現状と課題 窓口で「水害活動時の記録」として閲覧に供している。	今後の具体的な取組 現在、窓口での閲覧のみであるが、市ホームページへの掲載についても検討する。	R4年度 水害活動時の記録を表形式に取りまとめ、閲覧資料として公開した。	現状と課題 照会があった場合、東京都の水害統計による浸水履歴を紹介している。	今後の具体的な取組 今後も取り組みを継続していく。	R4年度 引き続き他区市町村の取組を参考に検討を行う。	現状と課題 ・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	取組機関 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局			
		今後の具体的な取組 ・東京都がホームページで公表している浸水実績を基に問い合わせに対応している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	今後の具体的な取組 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	今後の具体的な取組 ・引き続き取り組みを継続していく。	今後の具体的な取組 ・防災安全課窓口で浸水実績等の公表をしている。 ・周知する方法を検討する必要がある。	今後の具体的な取組 ・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)						
		R4年度 引き続き取り組み事例を参考に検討していく。	今後の具体的な取組 ・引き続き取り組み事例を参考に検討していく。	今後の具体的な取組 ・引き続き他区市町村の取組を参考に、より多くの市民へ周知する方法を模索していく。	今後の具体的な取組 ・防災安全課窓口で浸水実績等の公表をしている。 ・周知する方法を検討する必要がある。	今後の具体的な取組 ・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)						
項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関			
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイタイムラインを窓口配布している。</li> <li>・マイタイムラインについて、市民に対し、更なる周知が必要である。</li> </ul>	現状と課題 ・マイタイムラインを窓口配布している。 ・マイタイムラインについて、市民に対し、更なる周知が必要である。	今後の具体的な取組 引き続き、マイタイムラインの配布、防災講話での啓発を継続していく。	R4年度 ・マイタイムラインを窓口配布している。 ・マイタイムラインの活用について防災講話を行った。	現状と課題 自助の取り組みのために、東京マイ・タイムラインを配布し、併せてハザードマップを周知している。	今後の具体的な取組 ・引き続き、東京マイ・タイムラインとハザードマップの周知を継続する。 ・講習会や情報等があれば、積極的に周知していく。	R4年度 ・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう働きかけていく。	現状と課題 ・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	取組機関 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局			
		今後の具体的な取組 引き続き、マイタイムラインの配布、防災講話での啓発を継続していく。	今後の具体的な取組 ・引き続き、東京マイ・タイムラインとハザードマップの周知を継続する。 ・講習会や情報等があれば、積極的に周知していく。	今後の具体的な取組 ・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう働きかけていく。	今後の具体的な取組 ・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう働きかけていく。	今後の具体的な取組 ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)						
		R4年度 ・マイタイムラインを窓口配布している。 ・マイタイムラインの活用について防災講話を行った。	今後の具体的な取組 ・住民に対する防災講座を実施し、水害リスク及びマイタイムラインに関する周知を引き続き実施する。	今後の具体的な取組 東京マイ・タイムラインとハザードマップの周知・配布をした。	今後の具体的な取組 ・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう働きかけていく。	今後の具体的な取組 ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用率向上を目標とした広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)						

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩自助・共助の強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・マイタイムラインを窓口配布している。 ・マイタイムラインについて、市民に対し、更なる周知が必要である。	災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取り組みを進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について主管課の支援を行っている。		・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、マイタイムラインの配布、防災講話での啓発を継続していく。 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について関係機関と連携していく。	引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取り組みを進めていく。	引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について主管課の支援を行っている。		引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)		
		R4年度	・マイタイムラインを窓口配布している。 ・マイタイムラインの活用について防災講話を行った。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、主管課で支援を行っている。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について主管課の支援を行っている。		区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)		
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知している。 ・地域によって防災意識に差が生じている。	自主防災組織の拡充と合わせ、都主催の講座に積極的に参加するなどして人材育成を行っている。	自治会が行う訓練や講話等において、水害についてのふきゅ啓発活動を実施している。	・防災士資格取得の支援を行っている。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、研修会等の参加を促進する。 ・他区市町村の取組事例を参考に、取組の実施を検討する。	引き続き取り組んでいく。	引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。	・資格取得制度について見直しを行い、分団長以上経験者が取得する場合も助成を行うこととした。		・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)		
		R4年度	・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知した。 ・自治会主催の防災訓練への参加・支援等を行った。	引き続き、住民に対する防災講座を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。	・防災士の活用について、引き続き検討していく。		・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)		
項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑪住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題	・関係機関が連携した訓練を実施している。(総合防災訓練、水防訓練) ・より多くの市民の参加を促す必要がある。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすく、実践的な防災訓練を実施する必要がある。	・毎年6月上旬に消防署・消防団とともに水防訓練を実施し、また、災害に備えて本部運用訓練も実施している。 ・風水害時における避難所開設については、市の職員で実施するため、市職員のうち避難所担当部署の職員に対して設営訓練を実施している。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの市民が参加する訓練を実施していく。	引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・避難所運営マニュアルを作成している。訓練を踏まえて適宜改正していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものと なるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		R4年度	・水防訓練及び総合防災訓練において、関係機関と連携した訓練を実施した。 ・今年度は、コロナ禍以降初めての市民参加型での訓練を実施した。	・引き続き、関係機関と連携するとともに、住民に参加を呼びかけやすい実効性のある訓練を実施していく。	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、関係機関のみでの訓練を実施し、関係機関との連携を確認した。	・コロナ過であるため、一斉避難を想定した訓練は実施しない。 ・避難所の開設に係る資機材の展示や初期消火訓練等を実施する。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	
⑫防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を	現状と課題	・市職員等による防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	避難所運営訓練等で、学校が地域防災に関わる機会が できている。	・引き続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局
		今後の具体的な取組	・学校とも連携し、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	避難所運営を通じて防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>実施する。</p>	<p>R4年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生が、授業の一環として、市主催の総合防災訓練へ参加した。</li> <li>小学校からの依頼に基づき、防災講話を実施した。</li> <li>小学校における避難所体験訓練を実施予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市立小中学校へハザードマップを改めて配布した。</li> <li>防災教育も兼ねて、小学校の防災イベントに参加した。</li> <li>引き続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の授業テーマとして防災が取り上げられていたためハザードマップ等を使用した防災教育を実施した。</li> <li>引き続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局)</li> <li>風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局)</li> <li>都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの事前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局)</li> <li>情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局)</li> <li>都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁)</li> <li>学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁)</li> <li>学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)</li> </ul>
--------------	-------------	---	---	---	--	---	---

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑨水位計、河川監視用カメラ等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。</li> <li>水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。</li> <li>ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。</li> <li>市独自の水位計、河川監視用カメラ等は設置していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に流れている河川については水位計(清瀬橋等)は設置されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川監視カメラ・水位計が東京都により設置された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。</li> <li>水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局)</li> <li>狭隘なスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局)</li> <li>必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局)</li> <li>必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】</li> <li>【東京都】</li> <li>建設局、水道局、交通局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。</li> <li>市独自の水位計、河川監視用カメラ等は設置の予定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川監視用カメラの設置について必要に応じて検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局)</li> <li>引き続き放流警報装置の点検整備等を実施していく。(交通局)</li> <li>放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に実施していく。(水道局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川監視用カメラが1か所追加され、計4か所となった。既設の水位計及び合わせ、活用していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局)</li> <li>引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に実施していく。(交通局)</li> <li>放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に実施していく。(水道局)</li> </ul>	

2) 的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。</li> <li>各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。</li> <li>出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。</li> <li>市役所敷地内に土のう、倉庫内にシヨベル等の資機材を配備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土のう袋やロープ、ブルーシート、水防吸水ポンプ等を備蓄している。</li> <li>出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫等に土のう、シヨベル等の資機材を配備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。</li> <li>出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。</li> <li>災害対策倉庫等に土のう、スコップ、排水ポンプ等の資機材を配備している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局)</li> <li>水防倉庫等に土のう、シヨベル等の資機材を配備している。(建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】</li> <li>【東京都】</li> <li>建設局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害に備えた水防資機材の拡充を検討していく。</li> <li>引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意する箇所の共同点検に参加していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適宜、水防資機材を見直し、必要があれば更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> <li>適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> <li>適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、水防資機材を見直し、必要があれば更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</li> </ul>	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑪水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携した水防訓練を実施している。</li> <li>より多くの市民の参加を促す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や市民の参加による水防訓練を毎年実施している。</li> <li>より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。</li> <li>より多くの住民が参加しやすい実践的な訓練を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、6月上旬に北多摩西部消防署及び消防団が水防訓練を行っている。</li> <li>災害対策本部図上訓練を実施している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局)</li> <li>区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局)</li> <li>出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局)</li> <li>より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】</li> <li>【気象台】</li> <li>【東京都】</li> <li>建設局、総務局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>水防訓練の反省事項を活かし、より実践的かつ有効な訓練内容を検討していく。</li> <li>より多くの市民参加を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している水防訓練について、住民等の参加等による多様な訓練の内容を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き訓練を実施していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局)</li> <li>より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)</li> </ul>



○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

		R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して水防訓練を実施した。</li> <li>今年度は、コロナ禍以降初めて市民参加型で訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年度は中止だったが、来年度以降に向けてより実践的な水防訓練になるよう、引き続き関係機関と検討していく。</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、関係機関のみの訓練を実施した。	引き続き訓練を実施していく。	東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局)</li> <li>管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局)</li> <li>区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)</li> </ul>	
⑩水防に関する広報の充実	各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページやポスター等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページや市報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を行っている。</li> </ul>	ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募などを図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)</li> <li>区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局
		今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページやポスター等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市ホームページ等で消防団員の募集を行っている。</li> </ul>	引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)</li> </ul>	
		R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。</li> <li>イベント等において、消防団員募集の候補を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)</li> <li>職員のメール署名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。(建設局)</li> <li>本所防災館にて水防月間にご広報を実施した。(建設局)</li> </ul>	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑪水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。</li> </ul>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>大災害等非常事態発生時の相互応援を行う旨、東大和市と隣接の小平市との間で限定的な地域で消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団間の連携、協力体制を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組は行ってない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他区市町村の取組事例を参考に検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>	
		R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き消防団間の連携協力体制を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と消防署の合同水防訓練を通じて、活動の連携強化を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き他区市町村の取組事例を参考に検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)</li> <li>建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)</li> </ul>	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。</li> <li>施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。</li> </ul>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP無線機及び災害対策用衛星電話を設置し、情報伝達態勢を確保していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都災害拠点病院に指定されている国立病院機構東京病院は浸水予想区域内に立地してない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に災害拠点病院はない。</li> <li>医師会や市内病院に防災行政無線機を配備し、情報連絡体制を構築している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局	
		今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後発表される浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</li> <li>引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</li> </ul>	
		R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都災害拠点病院に指定されている国立病院機構東京病と東京都防災行政無線電話・FAXの送受信訓練を実施した。</li> <li>引き続き、東京都防災行政無線電話・FAXを活用した情報伝達方法を確保していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法について検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・止水用の土のうを備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・洪水浸水想定区域外のため、対策を取る必要がない。 ・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	令和3年度に新庁舎を建設。耐水化の対策も図られる設計となっている。	引き続き、想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。	今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。		・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R4年度	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・庁舎建設完了に伴い、耐水化が完了している。引き続き、維持管理を行っていく。	想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。	市庁舎については、浸水予想区域外である。		・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組  
氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	各消防団に排水ポンプが配備されている。	・排水資機材は排水ポンプを配備している。	排水ポンプを配備している。	・各消防団、市に水中ポンプが配備されている。		・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っていく。	・排水資機材の拡充を検討していく。	配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討し、各地域毎に排水ポンプ等の機材を増設する。		・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R4年度	配備している資器材について定期的に点検し、適切な維持管理を行う。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行うとともに、排水資器材の拡充について検討していく。	配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底している。	・引き続き資器材の配備について検討していく。		・東京都コンクリート匠送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	

4) その他の取組  
その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
③堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木、堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題						・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組							・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R4年度							・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
④樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題						・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局	
		今後の具体的な取組							・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
		R4年度							・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑥水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題							・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまらごハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】建設局
		体系的な取組							・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R4年度							・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまらごハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都		取組機関
⑥適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する最新の取組の共有する。	現状と課題							・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】住宅政策本部、建設局
		体系的な取組							・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R3年度							・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
⑦災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都等が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】全区市町村が対象【気象台】建設局	
		今後の取組	・引き続き国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図っていく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)		
		R4年度	・引き続き国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
⑧災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 ・DISの操作について、習熟度を高める必要がある。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報について共有している。 ・DISの使用方法について共有し、多くの職員が使用できるようにする必要がある。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法等を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】総務局	
		今後の取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・DISの操作について、多くの職員が操作できるように周知・訓練等を検討する。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	引き続き、DISの使用方法について共有し、多くの職員が使用できるようにする。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)			
		R4年度	災害対応等の情報をDISで迅速に共有した。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・引き続きDISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)			
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑨地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題						・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。		【関東地方整備局】
		体系的な取組							・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		R4年度							・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	